



2026年3月5日

料金所を強行突破していた者の書類送致について

～不正通行には毅然と対応します～

2026年3月2日、阪神高速道路において料金所を強行突破した者を、道路整備特別措置法違反の容疑で書類送致したとの連絡が大阪府警察からありました。

本件は、弊社から大阪府警察に通報したことがきっかけとなり、書類送致に至ったものです。

阪神高速道路は、お客さまの通行料金により運営されております。不正に通行料金を免れていた被疑者が書類送致されたことは、料金負担の公平性の確保と不正通行の抑止につながるものと考えております。

なお、本件被疑者には、不法に免れた通行料金に加え、割増金(不法に免れた通行料金の2倍)を請求します。

弊社では、今後も積極的に警察や関係機関と連携し、不正通行者に対しては厳正に対処してまいります。

(関連リンク)

阪神高速道路株式会社供用約款

https://www.hanshin-exp.co.jp/drivers/ryoukin/law/law_1.html

不正通行に対する取り組み

<https://www.hanshin-exp.co.jp/drivers/ryoukin/rule/huseitorikumi.html>

不正通行に係る摘発事例

<https://www.hanshin-exp.co.jp/drivers/ryoukin/rule/jirei.html>